

無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意

1 (施行期日) この規則は、令和元年七月一日から施行する。

見の陳述等の実施に関する規則  
無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する規則  
る法律(平成十一年法律第二百四十七号)第三十七条  
条第二項の規定に基づき、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律の規定に基づく監  
察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則を次  
のように定める。

# 第一条 無差別大量殺

（立入検査等）  
の意見陳述書によるものとする。  
第一項の規定による警察庁長官（以下「長官」という。）の公  
安調査庁長官に対する意見の陳述は、別記様式第一号の意見  
陳述書によるものとする。  
第二項の規定による長官の公  
安調査  
府長官に対する意見の陳述は、別記様式第二号

**第二条** 法第十四条第一項の規定による長官の都道府県警察に対する指示は、当該都道府県警察が調査すべき事項その他必要な事項を明らかにして、文書その他適当な方法によりするものとする。

法第十四条第二項の承認を得ようとする書類は、総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、別記様式第三号の立入検査承認申請書を長官に送付しなければならない。ただし、緊急を要するときは、ファクシミリ装置を用いて当該立入検査承認申請書を送信する方法その他適当な方法によることができる。

前項の承認は、別記様式第四号の立入検査承認書を送付してするものとする。ただし、緊急を要するときは、ファクシミリ装置を用いて当該立入検査承認書を送信する方法その他適当な方法によることができる。

法第十四条第四項の証票の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

法第十四条第五項の規定による警察本部長の長官に対する報告は、別記様式第六号の立入検査結果報告書によるものとする。

この規則は、法の施行の日（平成十一年十二月二十七日）から施行する。

附 則  
この規則は、法の施行の日（平成十一年十二月二十七日）から施行する。  
附 則（令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号）

を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契

約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による收

益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二(第三項)の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、獣銃及び空氣銃の取り扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律理事会規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別記様式第1号（第1条関係）

別紙様式1号(第1条添付)															
見 聞 申 請 書															
年 月 日															
公安部署長官 殿															
警 務 長 官															
<p>無効別紙A欄に行為をした旨の体験の範囲に関する法律は第2項の規定により 年 月 日付け 第 収められて置かれました。お詫び申し上げます。下記のとおり置 きを要する。</p> <p style="text-align: right;">記</p>															
<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>二 代 代 表 者 名</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>法 人 登 記 事 件</td> <td>(註)</td> </tr> <tr> <td>法 人 登 記 事 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法 人 登 記 事 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法 人 登 記 事 件</td> <td></td> </tr> </table>		名 称	年	主たる事務所の所在地	月	二 代 代 表 者 名	日	法 人 登 記 事 件	(註)	法 人 登 記 事 件		法 人 登 記 事 件		法 人 登 記 事 件	
名 称	年														
主たる事務所の所在地	月														
二 代 代 表 者 名	日														
法 人 登 記 事 件	(註)														
法 人 登 記 事 件															
法 人 登 記 事 件															
法 人 登 記 事 件															
見 聴 の 内 容															
見 聴 口 理 由															
備 考															

別記様式第2号（第1条関係）

別記様式第2号（第1条関係）	
番 号	
見 見 陳 近 告	
年 月 日	
公安調査官 聞	
警 察 官 聞	
別記様式第2号（第1条関係）	
無差別暴力行為を行った団体の規制に関する法律は各第3項の規定により下記 のとおり同法第4項の区分を踏まずることが必要である旨の意見を述べる。 署名	
第1項	
名 称 等	
登 役	
主なる営業の場所地	
理 業	
社 会	
代表者又は主幹の氏名 年 月 日 年 月 日（歳）	
な ら	
は主幹者 聞	
年 月 日	
（所文略）	
区分の内実及び特徴となす 区分の条項	
見 見 の 境 界	
備 考	

備考 1 本件件頭には、本件を記載し、本件が明らかでないときは、その団体を特定する  
こととする事項を記載すること。  
2 本件の事項が所長の署名又は主幹者の記載事項に明らかでないときは、  
主幹者の名前を記載すること。  
3 本件の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付する  
こと。  
4 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

別記様式第3号（第2条第2項関係）

別記様式第3号（第2条第2項関係）	
立 入 検 查 申 請 書	年 月 日
警 察 官 長 官 聞	
警 察 官 長 官 聞	
別記様式第3号（第2条第2項関係）	
立入検査をさせるべき事項又は管轄する事務	
立入検査をさせる年月日	
立入検査の場所、年、月、日	
立入検査の場所、年、月、日	
立入検査の場所、年、月、日	
立入検査をさせる人數	
立入検査をさせた際の	
備 考	

備考 1 本件件頭には記載しないこと。  
2 所長の欄に記載することできないときは、別紙に記載の上、これを添付する  
こと。  
3 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

## 別記様式第4号（第2条第3項関係）

別記様式第4号（第2条第3項関係）

署名	立入検査承諾書
年月日	
警務本部長印	
警務官長印	
立入検査承諾書（年月日）による本店の申請に添へた無差別大量輸入行為を行った場合の規制に関する法律第14条第2項の規定による立入検査	
規制を下記のように実現する。	
立入検査をさせた土地又は建物の所在地	
立入検査をさせた年月日	
立入検査をさせた土地又は建物の状況	
備考	

備考：用紙の大きさは、日本商業規格A4とすること。

## 別記様式第5号（第2条第4項関係）

別記様式第5号（第2条第4項関係）(表)

署名	身分証明書
年月日	立入検査承諾書
氏名	立入検査を実施する警察官の氏名
上記の者は、無差別大量輸入行為を行った際の規制に関する法律第14条第2項の規定による立入検査に従事する警察官であることを証明する。	
年月日	警務本部長印
85.5	

(裏)

無差別大量輸入行為を行った団体の規制に関する法律（抜粋）	
第14条 第1項	
第2-3項	
4 第2項の規定により立入検査をする경찰청장은, 그의 직무를 표시한 명찰을 부착하고, 검색에 대한 표시를 하여야 한다.	
5-7項	

備考：印字の大きさの単位は、ミリメートルとする。

## 別記様式第6号（第2条第5項関係）

別記様式第6号（第2条第5項関係）

登録番号	登録番号
立入検査結果報告書	
年月日	
警務本部長印	
立入検査承諾書（年月日）による本店の申請に添へた無差別大量輸入行為を行った場合の規制に関する法律第14条第2項の規定による立入検査	
規制を下記のように実現する。	
立入検査をさせた土地又は建物の所在地	
立入検査をさせた年月日	
立入検査をさせた土地又は建物の状況	
立入検査により判明した事実	
備考	

備考：1. 本用紙には記載しないこと。  
2. 所定の欄に記載しきりができないときは、別紙に記載の上、これを添付する。  
3. 用紙の大きさは、日本商業規格A4とすること。